

契 約 書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社 SHIFT PLUS（以下「乙」という。）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という。）の利用に関し、下記の通り契約（以下「本契約」という。）する。

第 1 条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する（以下「本件業務」という。）。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下「エージェント」という。）が探索した人材を選抜・紹介し、甲が採用又は業務委託契約等を契約するまでの活動を支援する。

第 2 条（サービス利用料の発生）

本件業務に対する乙の紹介手数料（以下「サービス利用料」という。）は、甲が乙から紹介された人材を紹介から 12 ヶ月以内に採用することを決定し、当該人材（以下「採用決定者」という。）が甲に入社又は甲と業務委託契約等を契約するに至った時点で発生する。

第 3 条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

- 1 サービス利用料は採用決定者の想定年収の 30% とする。ただし、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。
- 2 第 1 項にいう想定年収は、次の通り定める。

月給制の場合 ： 月次給与の 12 ヶ月分、見込み賞与、見込み諸手当の合計額

年俸制の場合 ： 年俸の合計額、見込み賞与、見込み諸手当の合計額

期間の定めのある

契約社員等の場合 ： 月額報酬の 12 ヶ月分、見込み賞与、見込み諸手当に相当する額

業務委託契約の場合 ： 月額報酬の 12 ヶ月分に相当する額

賞与支給想定額は、賞与を月額固定給の月数を基準に支給する場合、賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数で算出する。なお、年俸制の場合は、年俸額を理論年収とする。

但し、相当額の判断が難しい場合は、都度、両者の協議によって決定する。

- 3 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社若しくは業務委託契約等を契約するに至った時点で、乙より請求するものとする。
- 4 甲は請求書受領後、請求日の属する月の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第 4 条（サービス利用料の返還）

甲に入社した採用決定者が、採用決定者の自己都合により入社日から起算して 3 ヶ月以内に退社、又は契約破棄を行った場合、乙は甲に対して次の通りサービス利用料を退社決定日又は契約破棄日より 30 日以内に返済するものとする。

入社後 1 ヶ月以内に退社又は契約締結日から 1 か月以内に契約破棄 ： サービス利用料の 80%

入社後 2 ヶ月以内に退社又は契約締結日から 2 か月以内に契約破棄 ： サービス利用料の 50%

入社後 3 ヶ月以内に退社又は契約締結日から 3 か月以内に契約破棄 ： サービス利用料の 20%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合は、この限りではない。

第5条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第6条（人材との連絡）

甲は、乙の了解を得ずに、乙から紹介された人材と、乙の紹介を受けたときから甲への入社又は業務委託契約の締結が決定もしくは不採用が決定するまでの間、直接連絡を取ってはならない。但し、当該人材の甲への入社又は業務委託契約の締結が決定した場合は、この限りではない。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、本契約と同一条件で更に1年間契約を継続更新するものとする。また、以後も同様とする。

第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、本契約に関連して知り得た情報（以下「機密事項」という。）について守秘義務を負うものとする。

- 2 エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する機密事項を、乙がエージェントに提供する場合、乙は、エージェントに対して、本契約と同様の守秘義務を負わせなければならない。
- 3 本契約における機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報、相手方から開示を受ける以前に公知であったか、又は開示された後に秘密情報を受領した当事者の責によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から相手方が守秘義務を負わずに知得した情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、及び乙が選抜した選考対象者に関する情報とする。

第9条（反社会勢力の排除）

甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- 1 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること
 - 2 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること
 - 3 その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - 4 その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - 5 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること
- 2 甲及び乙は、相手方当事者又はその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる
 - 3 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

第10条（不可効力）

天災地変等、当事者の責に帰すべからざる不可抗力の事由により、本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合、当事者はその責を負

わない。

第 1 1 条 (解除)

甲又は乙が以下の事由に該当したとき、その相手方は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除でき、これにより被った一切の損害を相手方に請求することができるものとする。

- 1 甲又は乙がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかに違背し相手方が相当期間を定めて催告しても是正されないとき。
- 2 甲又は乙が支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は差押え・仮差押え・仮処分・競売の申立て・租税公課の滞納による差押え・手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3 甲又は乙が破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を行ったとき。
- 4 甲又は乙が営業を停止・廃止、又は監督官庁から営業停止・許可取消の告示を受けたとき。
- 5 甲又は乙の財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- 2 前項により解除された当事者はその相手方に対し負担する一切の債務につき期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてをただちに相手方に弁済しなければならない。

第 1 2 条 (管轄)

本契約に関する訴訟については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 ○○
株式会社○○
代表取締役 ○○

乙 高知市駅前町 1-8 第 7 駅前観光ビル
株式会社 SHIFT PLUS
代表取締役 綿貫 健吾